

大笹自警団が2年ぶりの優勝

INDEX

- 名称「西山台ニュータウン」に決まる!..... 2
- 長寿医療制度の自己負担割合について..... 4
- 長寿医療制度の保険料について..... 5
- 志賀町 CATV 整備事業 6~7
- まちかどルポ 10~11
- 志賀町職員採用候補者試験の実施..... 15

2008

8 月号

August

No. 36

本年9月1日より予約受付を開始します！

名称「西山台ニュータウン」に決まる！



【予約分譲する住宅地】

- ①所在地
志賀町末吉西山地内
- ②分譲数
55区画（第1工区分譲地）
- ③住宅地規模 82坪～149坪
- ④分譲坪単価
23,520円/坪～
29,400円/坪
- ⑤分譲地価格（1区画当り）
2,062千円～3,676千円
- ※角地及び不整形地補正をして
おります。
- ⑥用地賃貸方式もあります。

【予約受付期間】

平成20年9月1日から平成22年3月26日まで（本格分譲は、平成22年4月以降予定）

【申込者の資格】

- ①志賀町に永住を希望し、住民登録のできる方。
- ②本契約締結後、3年以内に自己の住宅建設工事に着手できる方。（本契約は平成22年4月以降予定）
- ③税金等の公的な支払いを滞納していない方。
- ④賃貸方式をお申込みの方は、

本人の収入及び連帯保証人の確保等の条件を満たすことができる方。

【分譲の条件】

- ①土地の分譲は、1世帯1区画とします。
- ②建築物は戸建て専用住宅とします。
- ③本契約締結日から10年間は転売及び賃貸等はできません。（10年間の買戻特約を設定します。）
- ④賃貸方式については、右記以外の条件がございますのでご確認ください。

【奨励金制度（限度額100万円）】

- ①土地購入奨励金60万円
- ②定住奨励金（賃貸方式）30万円

※定住者の年齢及び居住人数等の条件により奨励金の額が異なります。

【予約申込方法】

- ①土地購入（賃貸）予約申込書の提出

※予約申込書は、8月中旬より役場建設課にて配布します。

- ②その他の必要書類（住民票、納税証明書等）

【お問い合わせ先】

志賀町役場 建設課
☎ 32-11111（代表）

名称を募集したところ58点もの作品が寄せられました。多数のご応募有難うございました。

【名称募集3選者】

門口 紀予さん（志賀町高浜町）

【最終選考に残ったその他の作品】

- ・しりさぎ台
- ・四季彩の丘

【名称の決定】

名称の選考は、6月20日（金）各組織の代表者からなる10名の選考委員により、第1次・第2次・最終審査と厳正な審査を行って決定しました。主な選考理由としては、近くに西山インターがあることから、「西山」という名称は石川県内で知れ渡っており、「言いやすい、聞きやすい、覚えやすい」等が決定のポイントになりました。

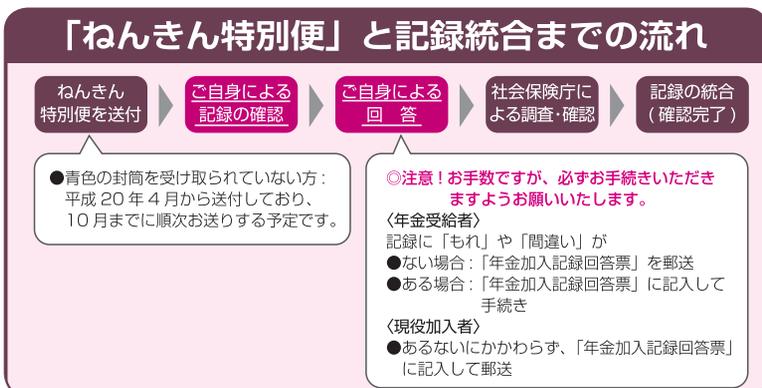
■予約から住宅建設までの流れ

1. 土地購入（賃貸）予約申込書の提出
2. 申込み多数の場合→抽選会の開催
分譲の決定通知（月一回実施）
3. 土地売買（賃貸）予約契約の締結
（予約受付期間）
4. 土地売買（賃貸）契約の締結（本契約）
土地代金の納入（平成22年4月予定）
5. 所有権移転登記→登記済証の交付
住宅の建設
6. 住宅建築完了後→奨励金申請

「ねんきん特別便」記録の確認をお願いします。

4月から全ての年金受給者に、6月からは加入者の方にもお届けしています。必ず確認し、「年金加入記録回答票」に記入し回答（郵送）してください。

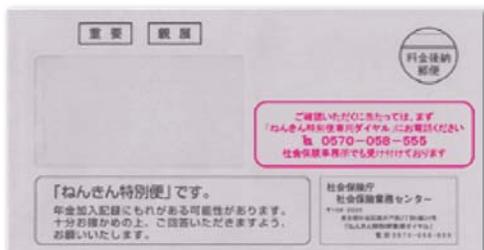
現役加入者も緑色の封筒で「ねんきん特別便」が届きます。



◎加入記録を十分にご確認ください。

◎お手数ですが、記録の「もれ」や「誤り」の有無を必ずご回答くださいますようお願いいたします。

◎ねんきん特別便の確認はお済みですか？



青色の封筒の方、回答を忘れていませんか？

3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」を受け取られた方は、年金記録にもれがある可能性が高い方です。

「ねんきん特別便」と記録統合までの流れ



●記録が結びつく可能性がある方：
平成 20 年 3 月中に送付いたしました。

◎注意！お手数ですが、必ずお手続きいただきますようお願いいたします。

●訂正がない場合：「確認はがき」を郵送
●訂正がある場合：年金記録照会票に記入して手続き

◆国民年金に関するお問い合わせ・相談は

七尾社会保険事務所（0767-53-6511）または役場国民年金係（0767-32-9121）へ

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の 自己負担割合について

☆一部負担金の割合に
ついて

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療機関へ受診した際に支払う一部負担割合は、かかった医療費の**1割**、現役並所得者は**3割**です。

現役並所得者（3割負担）となる方

現役並の所得がある後期高齢者医療の被保険者（**※住民税課税所得年額145万円以上**）と同じ世帯の被保険者です。

※住民税課税所得とは：
収入額から必要経費を引き、各種控除を除いた後の額

住民税課税所得

＝

所得 - 各種控除
(収入額 - 必要経費)

ただし・・・

同じ世帯にいる後期高齢者医療被保険者の平成20年度（平成19年中）の合計収入額が一定額に満たない場合には申請により自己負担割合が変更されます。



平成20年度の負担割合に係る判定基準収入額

①世帯に2人以上後期高齢者医療被保険者がいる場合：
520万円未満 ↓ 1割負担

②世帯に後期高齢者医療被保険者が1人だけの場合：
383万円未満 ↓ 1割負担

★平成20年8月1日から平成22年7月31日までの間は、75歳以上の方（65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方も含む）が一人で383万円を超えていても、世帯内の70～74歳の方も含めた収入が520万円未満である場合、自己負担限度額が「一般」となります。

自己負担限度額について

	自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	入院と外来がある場合（世帯ごと）
現役並み所得者（一定以上）	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円) ①
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ (年金収入80万円以下)	15,000円

① () 内の金額は、多数該当（過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合。

長寿医療（後期高齢者医療）制度の保険料について

（保険料のお支払方法の変更について）

後期高齢者医療の保険料は原則年金からの天引きで納めて頂きますが、次のいずれかの要件を満たしている方は希望により口座振替によりお支払いいただくことが出来ます。

- ① 国民健康保険の保険税を確実に納付していた方（世帯主）が口座振替により納付していただく場合。
- ② 年金収入が180万円未満の方で、世帯主の方の口座振替により納付していただく場合。
- ③ 年金収入が180万円未満の方で、配偶者の方の口座振替により納付していただく場合。

口座振替により納付いただく場合はお申し込みが必要です。申し込みされた方からすみやかに年金からの支払いを中止する手続きを行いますがお申し込みいただく時期により、12月以降の年金からの天引きを中止させていただくこともありま

保険料の軽減割合を拡大します

○ 7割軽減されている世帯は、一律8・5割軽減措置となります。

○ 所得割を負担する方のうち所得の低い方（賦課のもととなる所得額が58万円以下の方）については、所得割額が50%軽減されます。

※ 21年度以降は内容が異なりますのでご注意ください。

○ 保険料は、「高齢者の方一人ひとりに皆、納めていただく」こととなります。

○ 保険料の額は、その方の「所得に応じて負担いただく部分（所得割）」と被保険者の方に「等しくご負担いただく部分（被保険者均等割）」の合計額になります。

一人当たりの保険料 = 被保険者均等割額 + 所得割額

被保険者均等割額	45,240円
所得割率	8.26%
賦課限度額	500,000円

基礎控除後の総所得金額等 × 所得割率



【お問い合わせ先】

石川県後期高齢者医療広域連合 ☎ 076-223-0140

志賀町役場住民課 ☎ 32-9121